

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十二日

文部科学大臣 末松 信介

大学院設置基準等の一部を改正する省令

（大学院設置基準の一部改正）

第一条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条(第四項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同令第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。))における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二

改正前

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条(第二項及び第四項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第三十五条第一項において「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項(同条第二項において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項(同条第二項において準用する場

項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができざる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。

合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(特別の課程の履修等)

第十三条の二 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行

う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程
(履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院
に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、
当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、専門職大学院
の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第
二項により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数
と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上
の単位数の二分の一を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専
門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目につい
て修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修生として修得し
た単位を含む。)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職
大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことが
できる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位(第十
二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含
む。)以外のものについては、第十三条第一項(同条第二項におい
て準用する場合を含む。)及び前条第一項の規定により当該専門職
大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職
大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を
超えないものとする。

(特別の課程の履修等)

「条を加える。」

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専
門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目につい
て修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、
当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科
目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転
学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位(第十
二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含
む。)以外のものについては、前条第一項(同条第二項において準
用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院において修得
したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件と
して定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとし
る。

第二十一条の二 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該法科大学院における授業科目の履修とみなし、法科大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法学既修者）

第二十五条 [略]

2 [略]

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法学既修者）

第二十五条 [略]

2 [略]

3 第二項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十一条第二項及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（特別の課程の履修等）

第二十七条の二 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二條第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該教職大学院における授業科目の履修とみなし、教職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四條第二項の規定にかかわらず、

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）
第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四條第二項の規定にかかわらず、

ず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

ず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第三条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第六百六十四条 [略] 254 [略]</p> <p>5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。</p> <p>6・7 [略]</p>
改正前	<p>第六百六十四条 [略] 254 [略]</p> <p>5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。</p> <p>6・7 [略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四条 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項本文中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」を、「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に、同項ただし書中「前条第一項」を「第二十一条第一項及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。